



議案第十号

三朝町敬老年金支給条例の一部改正について

次のとおり三朝町敬老年金支給条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十年三月十日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例集

号

三朝町敬老年金支給条例の一部を改正する条例

三朝町敬老年金支給条例（昭和四十七年三朝町条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第四條中「二万四千円」を「三万六千円」と改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算し、昭和五十年一月一日から適用する。